

[原著論文]

「赤坂臨海教育団」に関する一考察
——大正期の「林間学校・臨海学校」をめぐる議論に着目して——

野口穂高

要 約

本論文は「赤坂臨海教育団」を対象に、大正中期における「林間学校」の目的と実践内容を明らかにするとともに、その意義が社会的にどの程度認知されていたのかを究明するものであった。先ず「林間学校」を実践した教員たちは、その目的と意義を、特に体育的な観点と夏期休業の有効利用と云う観点から認識しており、「林間学校」の教育内容も体育中心のものとなっていた。ただし、大正後期の実践の中核を占める「虚弱児童」を対象とする欧米型の「林間学校」と異なり、健康な子どもを対象とした点は大きな特徴であった。さらに、後期の実践の様な「都市環境」に対する批判的意識が見られず、有為な自然環境を教育に積極的に活用するという意識が強かった点も特色である。この事は、大正中期の「林間学校」においては、「虚弱児教育」よりも学校教育における直接的な効果が意識されていた事を示している。

また、紛擾事件の関係者に見られる「林間学校」に対する認識については、臨海教育団を批判した区長や校長たちにおいてさえも、「林間学校」の意義が意識されており、この事は事件に関係した東京市や府においても同様であった。これらの「林間学校」の重要性が、教育関係者らに広く共有されていた事が、大正後期において林間学校を普及させる重要な基盤となったと考えられる。

キーワード：林間学校、臨海学校、野外教育、身体虚弱児童、赤坂臨海教育団

はじめに

大正後期から昭和初期は、全国で小学校児童を対象とする「林間学校・臨海学校」（以下、「林間学校」と略記する）が盛んに実施されるようになった時期である。しかし、既に大正前期から中期頃には都市部を中心に自然環境下での教育の重要性が提唱され、教員による自発的活動として「林間学校」が試行されていた。本論文で取り上げる「赤坂臨海教育団」（以下、臨海教育団と略記する）も同様の実践の一つである。特に、同団は実施の可否を巡って教員・区議会議員らと校長・区長が対立し、東京府・市を巻き込んだ「赤坂臨海教育団紛擾」が発生している。そして、この紛擾の結果、東京府が「林間学校」実施に関する訓令を定めるなど、府下

の小学校に「林間学校」を普及させるうえで重要な契機となった実践でもある。本論文では、この「赤坂臨海教育団」を対象に、大正中期における「林間学校」の目標や活動内容を明らかにするとともに、「林間学校」の普及期における東京府において、その効果と意義が社会的にどの程度認められていたのかを究明する。

ここで、大正期の「林間学校」に関する先行研究を検討しておく。従来の研究は「林間学校」を学校衛生や特別支援教育の分野として捉え、特に「身体虚弱児教育」の観点からその活動を究明してきた¹⁾。しかし、これまでの研究が「林間学校」を「虚弱児教育」に特化して捉えたために、実践者らが「林間学校」を実施するに至った生活・教育上の多様な問題意識や、その効果に対する期待の内実が十分に明らかにされなかった。とりわけ、「林間学校」は日常的な環境を離れ、豊かな自然環境下で実施される点が特色の教育活動である。このため、都市、自然、学校など、子どもの生活環境や教育環境に対する実践者の意識は、この時期の「林間学校」の特質を考えるうえで欠く事ができないものといえる。また、この様な教員らの意識の高まりを受けて、正規の課程外の活動である「林間学校」が、いかにして大正期の学校現場に取り入れられ全国的に隆盛したのか、その背景や発展の過程についても未解明の状態にある。

そこで、本論文では「赤坂臨海教育団」を対象に、①教員らが「林間学校」のどの様な点に教育上の意義を見出し、実施を試みたのか、②「赤坂臨海教育団紛擾」において、いかなる理由により「林間学校」実施の可否が争われたのか、③校長・区長・東京府・市などの関係者が、「林間学校」という新しい教育活動についてどの様に認識していたのか検討する。これらの分析を通じて、普及期にあたる大正中期の都市部において、「林間学校」の効果と意義が社会的にいかに認知されていたのか、その一端を究明できる。そして、これらの社会的認識の様相を明らかにする事により、大正期の日本において「林間学校」がどの様に普及と発展を遂げたのか、その史的過程の一部を明確にできると考える。

1 「赤坂臨海教育団」の活動内容と成果、紛擾事件の概要

大正時代の後期には、「身体虚弱児童」を救済するため「林間学校」の必要性が提唱された。東京市でも市主催の「御殿場夏期林間学校」をはじめとして、市内の学校で多数の「林間学校」が開催されている²⁾。しかし、それ以前の大正中期の東京市では、学校や教員が主体となり個別学校において「林間学校」が実施される事はほとんどなかった。この数少ない実践の一つに、青山尋常小学校の教員らが関係した「赤坂臨海教育団」がある。

はじめに、東京都公文書館所蔵の「案（臨海教育団に関する通牒）」³⁾を基に、その概要を述べれば、それは以下の様であった。臨海教育団とは、赤坂区の区議会議員らが中心となって結成された臨海学校実施のための組織である。臨海教育団の募集文書によれば、同団は1917年7月25日から8月14日の約3週間にわたり千葉県君津郡浜金谷町で臨海学校を実施する計画であった。参加資格は尋常小学校4年から6年生、高等小学校の1・2年生、中学1・2年生の男子

である。実際には小学生31名、中学生5名の計36名が参加しており、小学生中心の臨海学校であった事が分かる。参加費用は15円と高額である事から、比較的富裕な階層の児童が参加したと考えられる。同団の報告書によれば、保護者の職種の内訳は軍人6名、銀行員・会社員12名、商人5名、医師2名、官吏3名、無職2名、その他2名であった。また、参加児童を対象に身体測定等を実施したものの、その結果によって参加者を選定する事はしなかったという。このため、参加児童には「虚弱者」「普通者」「強壯者」が混在する状況となっている。

団員の募集文書によれば、臨海教育団の主催者は次の様であった⁴⁾。まず、事業の中心人物である「主唱者」は全5名である。その内訳は実質的な主催者である赤坂区議員1名（青山師範学校の学校医、後に東京府議）、赤坂区の学務委員4名であった。また、賛助員は全13名で、市議員2名、区議員3名、区内小学校長2名、区内小学校医4名、区内学務委員2名となっている。さらに、監督者として青山尋常小学校の教員5名が参加している。後述する様に、同団を巡る紛擾においては、その実質的な主催者が区議なのか、教員なのか問題とされた。このため、誰が中心人物なのかは文書において明瞭に書かれていないが、少なくとも報告書の記述からは、国や東京府、東京市、学校などの主導ではなく、区議と教員らが協力し主体的に実施を計画したものであった事が分かる。この事は、大正後期に文部省や地方行政の奨励策の影響を受けた実践が増加したのに対し、中期の実践が教育関係者らの自発性に基づくものであった事を示している。

さらに、主催者らは、計画の立案に先立ち、先行する「林間学校」（修養団夏季保健少年臨海団、青山師範附属小学校臨海団、少年軍臨海団等）の実践について調査研究するとともに、各団体の関係者から指導を受けるなど、主体性と「林間学校」に対する熱心が窺える⁵⁾。事前準備としても主唱者、賛助員、監督者、団員、保護者で打合せを実施し、特に参加児童の健康状態、訓育上の諸注意、習慣、性癖について聞き取りを行うなど、「林間学校」を効果的に実践するための工夫もなされている。その他、文部省学校衛生官の北豊吉が3日間に渡り同行し臨海教育団の活動を視察するなど、当時としても注目を集めた実践であった事も分かる⁶⁾。

次に、臨海学校の趣旨と教育目的、活動内容を検討する。臨海教育団の事業報告書や団員の募集文書によれば、臨海学校の趣旨は、以下の通りであった⁷⁾。

夏季休暇を如何に有意義に利用すべき乎、私共はこの期間を専ら児童の身体を強健にし活力を増進すべく利用するを以て最も得策なりと信ずるのであります、其手段として児童をして都塵を気清く風爽かなる山紫水明の境に避けしめ風規を守り衛生を重んじ規律正しき生活の間に愉快地活発に運動せしめ学業の復習等亦怠ることなからしめたならば休暇の利用蓋し之に優るもの非ざるべしと確認致します、赤坂臨海教育団は実に如上の趣旨に基いて組織されたので有ります。

また、団員募集文書における臨海学校の目的の要点を示すと以下の様になる⁸⁾。

- ①少年児童の海岸における生活は心身修練上多大の効果がある事は理論上経験上明瞭な事実である。特に都市児童に対しては最も大切且つ必要である。
- ②また、近年夏季休業の是非に関して議論がなされているが、重要な事は夏季休業をどれだけ有効に活用できるかという事である。
- ③しかし、家庭で実行するには家事上の都合、監督者不足のため困難といえる。そこで、体育上又精神教育上の全責任を負いつつ、臨海教育団を組織し夏季休暇を有意義に利用し、児童の健康増進を目指す。

以上の趣旨と目的からは、臨海教育団の実践者らが「林間学校」に2つの意義を見出していたことが分かる。第一に、「都市児童」の心身の成長に海岸での自然生活が大きな役割を果たす事、第二に都市部を中心に問題となっていた夏期休業中の生活改善に役立つ事、である。一方で、大正後期の実践が強調した都市の悪質な生活環境への批判が、ほとんど述べられていない点も、その特徴といえる。

次に、臨海教育団の活動内容であるが、1日の時間割を表にすると表1の様になる。

表1 赤坂臨海教育団の日課

時 間	活 動	備考
5時から6時	起床	
6時から7時	宮城遙拝・勅語奉読	30分程度実施
	食前体操	
7時から10時	朝食、所持品整理	2時間以内と定める。自学自習の態度を育てる
	学習（宿題や学科の復習）	
10時から11時	海水浴、裸体体操、相撲、遊戯、水中団体競争、模型製作、野球、海浜競走	灼熱せる砂中と赫々たる太陽の直射により身体を鍛練
12時から14時	昼食	午睡は今後の課題とする
	休憩（宿舎内で安静にする）	
14時から15時30分	海水浴	
15時30分から17時	日記及び通信	
17時から18時	夕食	食事は宿泊先の旅館に委託した
18時以降	散歩	
	就寝	

〔案（臨海教育団に関する通牒）〕『大正六年 学事 雑件』東京都公文書館所蔵。（請求番号：302.C4.14）より作成

表1から分かる様に、臨海学校における中心的な活動は海水浴などの体育的な活動であった。泳法としては伝統的な日本泳法（山内流）であり、これらの身体活動を通じた身心の成長が目指されていた。報告書によると、参加した子どもたちは、そのほとんどが泳げなかったが、練

習を経て多数が山内流の泳法を習得している。その他にも海浜での活動として、裸体体操、相撲、遊戯、水中団体競争、模型製作、野球、海浜徒競争などが行われ、「灼熱せる砂中と赫々たる太陽の直射とにより身体を鍛練」したという。行事としても近隣の観光地への徒歩遠足や地引網の体験、雨の中で活動する雨水浴、鋸山登山など、身体を使った活動が中心となっている。一方で学習は平素の習慣を持続させるために休暇中の宿題や学科の復習をする程度であった。また、報告書によれば、規定により学習時間は2時間以内と定め、「自学自習の良習を涵養せしめし以外進度を超ゆるが如きは絶対に之れを禁止」していたという。この学習時間や内容に制限を設けた点は、後述する様な受験準備教育との誤解を避けるための配慮だったと考えられる。

最後に、臨海教育団の成果について検討する。同団の報告書では、臨海学校の成果として主に体重の増加量と健康増進を挙げている。また、体重が減じた場合でも、帰京後には体重が増加した事、活力が旺盛になった事を結果として報告した。この様に、臨海学校の成果を体重の増加量などの身体的発達に求める点は、大正後期の実践とも共通している。

その他として、同団では、精神面での成長（父母兄弟への思いが増す、勤労精神、協同自治、自学自習の習慣、性行の改善、礼儀作法の習得、元気旺盛の自立的修養）や知性面の成長（学科の復習、地理・歴史・理科的事項等を実体験によって学ぶ、実際の知識を習得）にも効果があったとしている。これらの成果については、週末に体重、健康状態、水泳・勉学の状況を記入した「週末報告」を作成し、家庭宛てに送付していた。これは、家庭への連絡に加えて、監督者が児童の健康状態を定期的にチェックするために実施していたという。さらに、帰京後にもこれらの成果が持続しているかを確認するため、家庭に対する質問紙による調査を実施するなどの工夫も見られる。報告書によると、家庭からも臨海学校の効果に対し高い評価を得た様である。

また、臨海教育団の主催者らは、今後の実施に向けて、次の様な点を強調している⁹⁾。

- ①参加者を身体測定等によって選定はしなかったが、実際においては「虚弱者」「普通者」「強壯者」を区別し、目的と課程を異にして実施した方が効果的である。
- ②また、女子児童においても困難という事はなく、今後は女子児童の研究も必要である。
- ③参加者の多くは中間層の家庭であったが、「上流家庭子弟」にはさらに効果が多い、「下流家庭子弟」も方法次第では効果があると思う。
- ④同一校の児童と職員が参加する事で利便性と効果が高まるため、「林間学校」の実施主体は小学校を中心にする事が重要。学校関係者の積極的な参加を求める必要がある。

以上が、臨海教育団の趣旨・目的、活動内容、成果であった。その目的と活動内容としては、児童の心身の鍛練に重点を置いている事が特徴である。また「林間学校」の成果と意義についても、主に体育面から認識しているなど、大正後期の「林間学校」と共通要素が見られる。一

方で、大正後期中核を占めた欧米型の「林間学校」に見られる様な「身体虚弱児童」の教育を志向するものではなく、主として健康な子どもを対象としていた点は大きな特質であった。また、大正後期以降の実践に共通する都市の生活・教育環境に対する批判は、その趣旨や目的には見られないなどの相違もあった。大正中期以降、東京市周辺部における郊外住宅地や観光地の開発が進むと、「都市＝悪質な生活環境」「自然＝良質な生活環境」というイメージが形成され、「林間学校」をはじめとする野外での教育活動にも都市を批判する意識が強く見られるようになるが、それ以前の「林間学校」では都市生活上の問題よりも、知育・体育面での成長など、学校教育への直接的な効果が強く意識されていたと考えられる。その他としては、「林間学校」の実施において参加児童の通う学校が、実践の主体となる必要性を強調している点も注目される。この点については後述する。

さて、臨海教育団では、この様にして第1回の臨海学校を実施した。しかし、臨海学校の準備段階においては、実施の可否を巡り関係者間で対立が起り、「赤坂臨海教育団紛擾」と呼ばれる事件が発生した。以下、この紛擾の背景と概要を述べる。

まず、紛擾の背景には次の様な東京府特有の事情があった。大正初期から中期の東京府下の小学校においては、教員らが主体的に「林間学校」を実施する事は事実上困難であり、多くの場合は各区の教育会や地元有志らによって「林間学校」が計画され実施されている¹⁰⁾。その理由としては、財政上の問題もあるが、東京府特有の訓令によって実施が制限されていた事もあった。それが、1895年5月4日の東京府訓令第10号「小学校教員私宅ニ於テ教授スベカラザルノ件」による禁止事項である。この訓令では、「教授時間外ニ其生徒ヲ教授スルトキハ生徒心身ノ発達ヲ害スルノミナラス徒ラニ教授ノ標準ヲ高メ生徒管理上偏愛ノ嫌疑ヲ受クルニ至リ且教授ノ準備ヲ妨クルコト尠カラサルヘシ」として、教員が勤務先の一部児童を対象に、学校外で教育を行う事を禁じている¹¹⁾。

この訓令の背景には、教員が私宅において教え子から別に学費を徴収し、受験準備に向けた家庭教師を行うなどの不適切な行為が増加した事にあった。特に、「林間学校」という新しい教育活動が社会的に認知されていない大正中期においては、教員が児童の家庭から金銭を集め、避暑地において受験準備教育を行っている事と誤解される事もあった。このため、東京市は、教育会や有志による「林間学校」が増加し始めた1916年に「教養第352号通牒」を發し、特定の児童を対象に「林間学校」を実施する事は、「府訓令第10号」に「悖ル次第」であり、実施を禁止する旨を通知している¹²⁾。当時の「林間学校」は正規の課程外の教育活動であり、財政上の問題からも全校児童を対象とした実施は不可能であった。この結果、各学校において「林間学校」を実施する場合、教員が勤務校の児童、とりわけ担任学級の有志を対象とする事になり、「訓令第10号」に違反する行為に該当すると考えられたのである。そして、これらの訓令の影響により、東京府内の個別学校が「林間学校」を実施する事は事実上困難な状況となったのであった。

臨海教育団についても、この訓令に抵触するとして計画の段階から問題視された。その経緯

は次の様である。同団の監督者としては、青山尋常小学校の教員ら5名がその囑託を受けて同行する予定であった。しかし、これに対し赤坂区長と青山尋常小学校長は、先の「府訓令第10号」や東京市の「通牒352号」に違反する恐れがあるとして中止を求めた。このため、主唱者の区議会議員は、東京市の教育課長と面談し、府の訓令等には違反しない事を確認したうえで、校長及び区長と再度協議の場を設けた¹³⁾。校長は市の判断をもって一応納得したが、区長はこれに納得せず実施の可否を巡り対立した。最後には、区議会議員らが東京市の判断を根拠に実施を決定し、区長にはこれに干渉しない事を要求した。そのため、臨海学校も予定通り実施されたが、この一件が市内の新聞により「醜聞」として報道されたため、東京府は東京市に調査・報告を要求したのであった。この様に、大正中期の東京府においては、「林間学校」という新しい教育活動に対する社会的な理解が、十分に進展していない状況にあったといえる。

次節では、この「赤坂臨海教育団紛擾」について取り上げ、関係者らが臨海学校の開催についてどの様な議論を交わしたのかを明らかにする。

2 赤坂臨海教育団紛擾における「林間学校」についての論議

本節では、「臨海教育団紛擾」の経緯と結果について、先の都公文書館所蔵の史料「(案(臨海教育団に関する通牒))」を基に明確にする。なお、個人名については丸印を使用して伏せ字とした。都公文書館所蔵の史料を一覧にすると以下の表2の様になる。

表2 赤坂臨海教育団紛擾に関する史料一覧

番号	日付	文書番号	送付元→送付先	主な内容
1	7月21日	已学発242号	府→市	赤坂臨海教育団をめぐる紛擾について詳細を報告するように照会
2	8月2日	教甲第125号	市→府	府からの照会に対する回答
3	8月17日	已学発242号	府→市	市からの回答が不明瞭としてさらなる回答を照会
4	8月30日	教甲第125号	市→府	府の照会に対する回答
5	9月3日	已学発242号	府視学→校長	青山小学校長に9月5日出頭するように要請
6	9月10日	私秘第1号	府視学→校長	校長に対し、臨海教育団に関する調査及び意見報告を依頼
7	9月11日	教甲第125号	市→府	8月17日の照会に対する追加回答(区長への意見聴取)
8	9月12日	已学発242号	府→市	5名の訓導の手続き書を送付するように通牒
9	9月17日	なし	校長→府視学	秘第1号への回答
10	9月22日	教甲第141号	市→府	訓導らの手続き書を送付
11	9月25日	なし	不明	市教育課長を召喚して課長会談を実施することが可能か伺う
12	9月27日	已学発242号	施行されず	10月12日通牒の原案
13	10月12日	已学発242号	府→市	不問とするが、今後注意せよ
14	10月24日	教甲第141号	市→府	12日付通牒に対する伺い
15	10月26日	已学発242号	府→市	24日付伺いに対する回答

「案(臨海教育団に関する通牒)」『大正六年 学事 雑件』東京都公文書館所蔵、(請求番号:302.C4.14)より作成

まず、この紛擾が明るみに出た経緯であるが、東京府から市宛に出された最初の文書である「巴学発242号（7月21日）」には、「児童臨海教授団ノ紛擾ニ関スル件本月初旬以来市内各新聞紙上ニ掲載有之候」とあり、臨海学校実施前の7月上旬より東京市内の各紙により本件についての報道がなされた事に端を發していた。この事態に対し、東京府では7月21日に先の「巴学発242号」を發し、事件の詳細について報告するように市に照会するとともに、「林間学校」など休暇中に小学校教員が児童を引率して旅行などする場合に、どの様な「取締」を行っているのかを報告するように要請している。

この照会に対し、東京市は8月2日付の「教甲第125号」において、以下の様に回答し、私人の計画に教員が協力した事、「訓令第10号」についても市は通牒（「教葵第352号」）を發する事で適切な「取締」を実施していると主張した。

七月二十一日巴学第二四二号小学児童臨海教授団ニ関スル件右ハ別紙ノ通り私人ノ計画ニカカルモノナレトモ之カ監督ヲ青山小学校教員〇〇〇〇外四名ニ依嘱シタル為右教員ニ対スル取締ト区長ヨリ相当注意ヲ與ヘシコト有之尚追書ニ関シテハ左記通牒ヲ發シ取締リ居リ候条御了知相成度此段回答候

この回答を受けた東京府は、8月17日付けの「巴学発242号」において、「本件ノ顛末トシテハ明瞭ヲ缺ケル廉有シ」として、以下の5点について回答するように照会した。

- 一、本件ハ青山尋常小学校訓導〇〇〇〇ノ発起ニ係リ同人ヨリ赤坂区学校医区会議員〇〇某等ヲ勧誘シ実施ニ至レルモノナラスヤ
- 二、私人ノ計画トハ何誰ヲ言フヤ又一般児童保護者ニ配布セル勧誘印刷物（責任者贊助者氏名掲載セルモノ）送付アリタシ
- 三、私人ノ計画ニシテ〇〇訓導外四名カ監督ヲ委嘱サレタリトセハ是等五名ノ訓導ハ如何手續ヲ了セルヤ右手續書寫送付アリタシ
- 四、〇〇訓導外四名ニ対シ区長ハ如何ナル注意ヲ與ヘタリヤ尚ホ貴職ヨリハ如何ナル注意ヲ發セシヤ
- 五、本件参加児童数及各学校別人員

すなわち、①本件は教員らの発案ではないのか、②私人の計画とは何・誰をもって言うのか、③訓導はどの様な手続きをしたのか、④区長及び市長からはどの様な注意を与えたのか、⑤臨海教育団の参加児童数と学校別人員の5点である。とりわけ、ここでは、教員らが中心となって臨海学校を実施したのか否かが議論となっている。また、参加児童の内訳の報告を求めたのは、担当児童に特別教授を行なう事例に該当するかを確認するためであった。東京府では、これらの諸条件を検討し、訓令違反の要件を満たすかどうか確認する意図があったと考えられる。

東京府からの照会に対し、東京市は8月30日付「教甲第125号」により、以下の様に回答している。

- 第一項、青山尋常小学校訓導○○○○カ赤坂区学校医区会議員○○○○ヲ勧誘シ之ヲ実施セシメタルヤ否ヤ不明ニ候
- 第二項、本会ハ有志者○○○○等四名ノ計画ニカカルモノト認メラレ候一般児童保護者ニ配布セル印刷物ハ別紙ノ通り
- 第三項、○○○○等四名カ監督ヲ委嘱サレタル手續如何ハ不明ニ候
- 第四項、本件ニ関シ市長ハ特ニ注意ヲ発シタルコト無之候
- 第五項、本件参加児童数及学校等人員ヲ○○○○ニ照会シタル処ソノ回答ヲ得候

市の回答によれば、①教員らが区会議員を勧誘したかは不明であるが、②本会は区議会議員らが計画したものと認められる。なお、③教員らが監督を委嘱された手続きは不明であり、④市長は特に注意をしていない。また、⑤参加児童は青山小学校が30名、青南小学校が1名、成城中学校が1名、慶應普通部が1名、府立工芸学校が1名、麻布中学校が1名、府立第一中学校が1名の合計36名であったという。市からの回答は、主催者はあくまで区議である事を強調しており、本件が訓令違反には該当しない事を主張するねらいがあったといえる。

また、同時期に東京府は青山尋常小学校長から事情を聞くために出頭を要請するとともに、①教員の旅費と宿泊料の支出状況、②5名の教員の日頃の勤務状況、③本件に関する校長の意見の3点を照会した¹⁴⁾。

これに対して校長は①については関知していない、②の勤務状況は、1名は優秀で今回の件の他には問題がない、1名は師範学校を卒業したばかりで若いため思慮がたりなかった、他の2名は日頃から問題が多い、代表格の1名についてはかなり問題が多く「横暴ノ挙ニ出デタルコト多キ趣キニテ目下校の内外ニ於テ注目サレツツアル」教員であると回答している。さらに③については、紛擾の責任は区議主催の臨海教育団設立にあたり教員が校長と区長に相談せず委嘱を受けた事にあるとした。校長によれば、そもそも臨海教育団の前身は、教員らが任意に計画した「青陵臨海団」であり、これが区長により注意を受け中止されたために新たに「赤坂臨海教育団」を結成したのだという。さらに、参加者の多くが引率教員の担任児童であり訓令の指摘する弊害に該当すると述べる。また、この紛擾は市内に広まっており、教員が政治家の力添えを得た場合には監督者の意見を重んじない事態が市中に広がる事を恐れている。特に○○訓導の横暴を助長する事にでもなれば、将来に大きな禍根を残す事になると憂慮していると主張した¹⁵⁾。

区長も、校長とほぼ同様の主張をしている。東京市から東京府に送付された回答「教甲第125号（9月11日付）」によれば、臨海教育団への区長の対応は以下の様であった。

同区長ハ赤坂臨海教育団ナル名称ノモノニ就テハ関知セズトノコトニ候尤モ六月下旬本市青山尋常小学校訓導○○○○カ赤坂区役所ニ出頭ノ上本団体ノ組織主旨（○○訓導ハ名称ヲ青山臨海団トカ云ヒシ様記憶セリトノコトニ候）ヲ説明シ同区長ノ賛同ヲ求メントセルヲ以テ区長ハ初メテ之ヲ知レル趣ニテ其際同区長ハ身教職ニ在リテ右様ノ計画ニ対シ児童等ニ勧誘ヲ為サントスルガ如キハ府、市ノ訓令並通牒ノ旨趣ニ悖ルモノト認メラレルニ依リ其目的ハ不可ト云フニ非レトモ此企画ノ中止コソ穩當ナル旨同氏ニ注意セルニ大ニ其意ヲ諒トシ之ヲ断念ス可シト答ヘテ退出セシトノコトニ有之候而シテ其後同区内ニ三名譽職ノ名義ヲ以テ前記ノ如キ名称団ヲ組織シ実行シタル様聞伝ヘ居レリトノコトニ候モ同区長ハ更ニ之ニ関與セサル趣ニ候間此段追申候也

すなわち、区長の主張によれば、区長は「赤坂臨海教育団」なる名称の団体は関知していないが、6月下旬頃訓導と面会し「青山臨海団」という臨海学校の実施に賛同を求められたのであった。このため、訓導に対し、其の目的は不可ではないが、府市の訓令・通牒違反に該当するので中止するように注意を与え、訓導も納得し中止を了承したという。しかし、当該訓導は、その後、区議らを中心として同様の団体を組織し、実行したと聞いたが、これについて区長自身は一切関与していないという事である。

さらに、これらの調査と並行して、東京府は9月12日付け「巳学発242号」により臨海教育団に参加した5名の教員の行為を「明治二十八年府訓令第十号ノ趣旨ニ悖ル所為ニシテ不都合」と判断したうえで、紛擾に関する「手続書」を作成し事情を説明するように命じている。

一方で、同時期には臨海教育団の主唱者である区議から「赤坂臨海教育団組織ニ関スル経過概要」と題する文書が東京府に提出され、臨海教育団の実施手続きには問題がなかった事を主張した¹⁶⁾。長文のため、内容をまとめると「赤坂臨海教育団紛擾」の経緯は以下の通りであった。

- ①臨海教育団は区議が主唱して団を組織した。
- ②青山小学校の訓導に指導を委嘱した所、訓導が区長から参加中止を命じられた事。
- ③市教育課長に法令解釈について質問したところ「其団ノ如キ組織ノモノヨリ学校職員カ委嘱ヲ受タリトテ豪モ訓令ニ抵触スル所ナシ」として問題はないとの判断を受けた事。
- ④上記の判断を受けて再度5名の訓導に監督を依頼し了承を得た。
- ⑤区議が区長と面会し市教育課長の法令解釈について伝えると、区長は一定の理解を示した。しかし、「若シ団員中ニ監督者タル教員ノ学校ニ於ケル受持児童カー人タリ共加ヘリ居ル時ハ其結果ニ於テ訓令違反ニ相當スヘシト思考ス」として、なおも反対を表明した。ただし、「職員カ委嘱ニ應スルノ件ハ余ハ不問ニ附スヘシ」として、許可はしないが不問とする旨を伝えられた。

- ⑥次に校長と面会し、前任校で「林間学校」の経験はあるか、今回の事業に不賛成なのかを質問した。校長は前任校で「林間学校」の経験がある。今回の臨海学校の実施にも賛成であり、来年は自分が主唱者になるかもしれないと回答した。ただし、暗に区長を憚る旨を仄めかしたので、団の事業に教員らが従事する事を妨害しないように要請した。
- ⑦区長が訓令違反に当たるという自説に固執したため、校長らは内心は団の事業に賛成だが却って団の成立を妨害し区長の歓心を買おうとしたのである。その結果紛擾として新聞に掲載されてしまった。
- ⑧主唱者の一人が東京市教育課長と面会し、赤坂臨海教育団が紛擾として新聞記事になった事について説明を行う。さらに、事態を早期に収集するため課長から市訓令の趣旨を徹底するように校長らに説諭を加える事を懇請し、課長はこれを承諾した。
- ⑨校長が市の教育課長と面会し、課長から職員が臨海教育団に参加することは差し支えない旨を伝えられる。その結果、校長からも団の事業を推進して欲しいと言われた。
- ⑩市教育課長より区議に電話があり、課長と区長が面会した旨及び結果が伝えられた。区長は市訓令の解釈について異議はないが結果を懸念していると述べた。ただし、学校職員が委嘱に応じる事は異存がないと承諾したという。
- ⑪校長及び教員5名が市教育課長に出頭を命じられる。課長は校長に対して本件の可否について明答せず「徒ラニ紛擾ヲ醸生セシメタルハ不都合ナリ」として注意をしたという。また、教員に対しても「校長ト熟議ヲ遂ケサリン為メ誤解ヲ惹起シタルハ不可ナリ本年ハ臨海団ノ委嘱ニ應スルコトモ差支ナシ訓令ニモ抵触セス慎重ノ注意ヲ掃ヒ充分ノ成果ヲ挙ケヨ」と注意及び臨海学校の成果を期待する言葉があった。
- ⑫これで本件は決着し、臨海教育団の実施が決定した。臨海教育団の出発当日には校長が両国駅へ児童を見送りに来て記念撮影にも参加している事が何よりの証拠である。

上記の様に、双方の主張には隔たりがあり真相は明確ではない。結局、双方から事情を確認した東京府は「通牒案（9月27日收受）」を作成し、本件については不問とするとともに、「林間学校」の実施を認可制にする事を検討している。その内容は以下の様であった。

- 案1、小学校教員が保護者や私設団体の委嘱を受けて臨海教授等を実施する場合、予め監督官庁の認可を得る事。また小学校において休暇中に夏季学校等を実施する場合は監督官庁に届け出る事。
- 案2、師範学校附属小学校に対して案1と同様の通牒を出す。
- 案3、赤坂臨海教育団の事例は訓令に対して不都合と思われるが、事情を配慮し今回は不問とする。

しかし、この案は施行されずに廃案となり、最終的には10月12日付けの「巳学発第242号」として次の様な通牒がなされた。

客月二十二日付教甲第一四一號ヲ以テ赤坂区青山尋常小学校訓導〇〇〇〇外四名ノ手續書御進達相成候処本件ハ当該教員ト区市當事者ノ間ニ於テ意思ノ疎通缺ケルヤノ憾アリテ小学校教育ノ統督管理上遺憾ノ次第有シ且ツ訓導〇〇〇〇外四名カ身教職ニアルヲ顧ミズシテ旅行届ヲ提出セル外何等ノ手續ヲ為サズ濫リニ私人ノ委嘱ニ応シ其児童ヲ引率シテ臨海教授ヲ行ヘルハ訓令ニ照シ不都合ノ儀ニ有シ候ヘ共事情ヲ配量シ今回限り特ニ不問ニ附セラレ候条将来ニ対シ職務遂行上充分御戒飾相成度依命此段及通牒候也

すなわち今回の件は、①1895年の「府訓令第10号」に抵触した可能性がある事、②ただし、主唱者・教員らと区長・校長の間で意思の疎通が不十分だった事が原因であり、事情を配慮し今回は不問とする事、③今後は嚴重に注意をする必要がある事、の3点である。

これに対して、東京市からは反論として「教甲第141号（教員進退ニ関シ伺）」が府に送付されている。この伺いを受け、府は「大正四年八月十二日卯学発第二四五号内務部長御通牒」¹⁷⁾において、民間団体の委嘱を受けて自校の児童が参加する「林間学校」の引率をした他校の校長を不問とした点について不備を認めたが、その他についてはこれを退け、本件は決着となった。

ただし、先に述べた様に、東京府では、この通牒の原案において「林間学校」の実施を認可制にする事も検討している。そして、後述する様に、この案を基に翌1918年には訓令第21号「林間学校臨海団等二類スル特別私設ノ教導ノ任ニ当ラントスル者ハ認可ヲ受クベキ件」を発し、認可を受ければ個別学校が「林間学校」を実施する事を可能にした。この様に、「赤坂臨海教育団紛擾」を契機として、東京府下の小学校が「林間学校」を実施するための条件整備がなされたのであり、その意義は大きかった。次節では、この臨海教育団の関係者らが、「林間学校」について、どの様な認識を抱いていたのかを検討する。

3 「赤坂臨海教育団紛擾」にみる関係者の「林間学校」に関する認識

前節で検討した「赤坂臨海教育団紛擾」に関する文書中には、関係者らの「林間学校」に対する認識が多数示されていた。これらは大正中期において「林間学校」が社会的にどの様に認知されていたのか、その一端を示すものといえる。以下、これらの分析を通じて、普及期にあたる大正中期の都市部において、「林間学校」の効果と意義が社会的にどの様に認識されていたのかを明らかにしたい。

最初に、臨海教育団の実施に反対した青山尋常小学校長と赤坂区長の意見を検討する。紛擾の過程において、校長は臨海教育団の実施に反対の立場をとっていた。ただし、それは「林間

学校」そのものに対して反対したのではなく、学校の「管理統督」上の問題から、教員らが適切な手続きを踏まえずに委嘱を受けた点や、政治家である赤坂区議会議員が教員を後援し教育に介入してきた点、世間的に受験準備教育などの批判を受ける可能性がある点などから、これに反対の立場をとった。「林間学校」については、区議が記した「赤坂臨海教育団組織ニ関スル経過概要」においても、①前任校では実施の経験がある、②臨海教育団の実施にも賛成である、③来年は自分が主唱者になるかもしれない、と発言した事が示されている点からも、ある程度その教育的な効果を認識していたと考えられる¹⁸⁾。また、臨海学校の出発日にも、両国駅まで児童たちを見送りに来て訓示を与え、一緒に記念写真を撮影するなど、協力的な態度を見せている。

同じく区長も、教員らの行為が1895年の「東京府訓令第10号」に抵触する可能性があることを問題としており、「林間学校」そのものについては、特に批判してはいない。むしろ東京市の聞き取り調査においては、「其目的ハ不可ト云フニ非レトモ」と述べており、臨海学校によって児童の心身を鍛錬しようとする同団の目的に関しては一定の理解を示しているのである¹⁹⁾。

次に、東京市の意見を検討する。東京市については市の教育課長が赤坂区議会議員と臨海教育団を肯定的に評価し、その活動を支援しているのが特徴である。先述した様に、5名の訓導を召喚し、注意を与えた際にも「本年ハ臨海団ノ委嘱ニ應スルコトモ差支ナシ訓令ニモ抵触セス慎重ノ注意ヲ掃ヒ充分ノ成果ヲ挙ケヨ」と奨励するなど臨海教育団については、その効果と意義を認識していたといえる²⁰⁾。また、市の教育課長が許可を与えていたことも背景にあったと考えられるが、「赤坂臨海教育団紛擾」についての調査と教員らへの処分を要求する東京府に対しても、東京市がかなり強い姿勢で反論していることも注目すべきである。

さらに、この紛擾から5年後の1922年度には、「林間学校」の実施を希望する団体に対し、東京市から補助金が支給されるようになり、1925年度には約80団体がこれを受給している²¹⁾。また、1924年には東京市社会局による「夏期林間学校」が静岡県御殿場町で開催され、1,375名の参加者を集め²²⁾、同じく1924年には関東大震災の被災児童を対象とする東京市学務課主催の「目黒林間学校」が開催され市内の小学校から35校、約2,500名の児童を集めている²³⁾。この様に、東京市においては「林間学校」の効果と意義を十分に認識していたと考えられるのであり、それらに対する補助金の支給や市による「林間学校」の開催などの支援政策も実施されたのであった²⁴⁾。その他、今回の紛擾に関わった教員らが勤務していた青山尋常小学校においても、その後、同趣旨の臨海学校である「海浜聚落青山臨海団」が実施されている。東京市では先の「林間学校」に対する補助金を開始するにあたり、当初は代表的な5団体を対象に支給を行ったが、「海浜聚落青山臨海団」も、その一つとして選ばれている。この事からも、青山尋常小学校の実践に対する高い評価が窺える。

また、臨海教育団紛擾に関する調査を命じた東京府においても、9月27日付の「通牒案」において、「林間学校」は「其方法ニ依リテハ教育上裨益不尠儀モ可有シ」と示しており、その教育的な効果を一定程度理解していたと考えられるのである。

この様に、「赤坂臨海教育団」は教員らの服務規程上の問題に端を發し、実施の可否を巡り紛擾を發生させたのではあるが、「林間学校」の活動や目的そのものに対する批判が、校長、区長、東京市、府からなされる事はなかったのである。つまり、これらの関係者においても、「林間学校」の教育的な効果や意義が一定程度認識されていたといえる。この事を端的に示す例として、東京府が翌1918年の東京府訓令第21号「林間学校臨海団等二類スル特別私設ノ教導ノ任ニ当ラントスル者ハ認可ヲ受クベキ件」を定めた事が挙げられる²⁵⁾。それは、以下の様であった。

市町村立小学校其ノ他公立小学校ノ校長教員ニシテ私設団体又ハ個人ノ委嘱ニ応シ其ノ校児童又ハ生徒ノ為ニスル林間学校臨海団其ノ他之二類スル特別施設ノ教導ノ任ニ当ラムトスルトキ又ハ自ラ同上ノ施設ヲ為サムトスルトキハ左記事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 施設ノ概要及主催者ノ名称氏名
- 二 児童生徒ノ数
- 三 時期及場所
- 四 経費及其ノ出所、児童生徒ノ醸金ノ有無及其ノ額
- 五 報酬ノ有無及其ノ額
- 六 其ノ他重要ナル事項

この「府訓令第21号」は、公立学校の校長・教員が私設団体又は個人の委嘱に応じて「林間学校」の教導にあたる場合もしくは自ら同様の実践を行う場合は、その概要や参加人数、実施時期・場所などを記し、知事の許可を受ける事を要求するものであった。これにより、「林間学校」の実施には知事への申請とその認可が必要となったのである。

しかし、この訓令が發せられた事により、知事の認可を受ければ、公立小学校の教員が、「林間学校」を実施する事が可能となった。つまり、1918年の「訓令第21号」は、「林間学校」の実施を規制する可能性があったものの、実際には、「林間学校」実施の途を公的に開いたものであったと位置づけられるのである。この訓令によって、東京府下の教員らが「林間学校」に参加もしくは実施する際の要件が緩和され、大正期後半の個別小学校における実施数の増加へと繋がっていく。「赤坂臨海教育団」においても、その報告書で「林間学校」の実施主体としては、参加児童が通学する学校が効果も期待でき適切であると主張していたが、東京府の対応は、この様な現場からの要求に応えようとするものであった。

そして、先に述べた様に、この「訓令第21号」の基となったと考えられるのが、9月27日付の「通牒案」、10月12日付けの「巴学発第242号」の廃案部分である。「巴学発第242号」において廃案になった箇所は以下の様に記されている。

案ノ二

小学校教員ニシテ休業中濫リニ其児童ト旅行海水浴等ヲ行フハ明治二十八年五月府訓令第十号ノ趣旨ニ悖ル次第ナルニ不拘近時何等ノ手續キヲ為サズ濫ニ其児童ヲ引率シテ臨海教授ヲ行ヘル者アリ右ハ其方法宜シキヲ得ハ當該児童ノ教育上ニハ裨益不尠儀モ可有シ可シト被認候ヘ共濫リニスル時ハ往々世人ノ誤解来シ或ハ不慮ノ災禍ヲ招致セル例モ有シ教育上反テ弊害ヲ醸スベキ虞アルニ依リ篤ト御留意ノ上将来之カ実施ノ場合ニハ左記ノ通手續セシメラレ度依命此段及通牒候也

記

一、小学校教員ニシテ父兄保護者又ハ私設団体ノ委嘱ヲ受ケ其ノ児童ト旅行海水浴等ヲ行フ場合ニハ予メ事情ヲ具シ監督官庁ノ認可ヲ受クルコト

一、小学校ニ於テ其児童ニ対シ旅行臨海教授夏季学校等ヲ行フ場合ハ予メ監督官庁ニ開申スルコト

上記の記述から分かる様に、その内容は「訓令第21号」とほぼ共通であった。これらの廃案部分だが、どのような経緯を経て翌年の訓令となったのかは資料上の制約から不明である。しかし、1917年の赤坂臨海教育団紛擾を契機として、東京府がこれまで法的な位置づけのなかった「林間学校」に対して訓令を発し、小学校教員が「林間学校」に参加し、また各小学校において「林間学校」を実施するための条件を整えようと企図していた事は確かといえる。そしてこの事は、「都市児童」の教育における「林間学校」の教育的効果や意義が、東京府下の教育関係者の間で一定程度共有されていた事を示すものと考ええる。

最後に、臨海教育団の主催者らが、この紛擾についてどの様に考えていたのかを端的に示す一文を引用する。それは、次の様なものであった²⁶⁾。

組織の當初に於て御承知の如く種々の妨害を蒙りました。併しながら昔時鉄道開通して道中人足等が汽車を呪ふたと同様に陳腐の思想や自己の利害に囚れた者が公平なる見解を誤まるのは何れの時世にもよく有る習ひでありますから私共は之等の妨害に顧慮せず心竊に成功を期して初志を断行致しました。

以上の様に、「林間学校」という新しい教育活動は、その普及期においては、受験準備のための教育や単なる物見遊山、避暑旅行であるとして、社会的な誤解を受けやすい実践であった。「赤坂臨海教育団」も、この様な誤解を受ける事を恐れた区長や校長により反対を受け紛擾へと発展してしまう。しかし、本論文で明らかにした様に、反対の立場をとった区長や校長をはじめ、東京市や東京府などの行政においても「林間学校」の効果や意義はある程度認知されていたのであった。この様に、社会的にはまだ十分に認知されていない「林間学校」であったが、

大正中期の東京府下においては、学校関係者や教育関係者らによって、その意義及び「都市児童」におけるこの種の活動の必要性が、一定程度共有されていたといえる。そして、これらの意識の高まりを背景に、1918年の「府訓令第21号」をはじめとして、個別学校による「林間学校」実施のための条件整備が東京府により進められるとともに、東京市による補助金の支給や市主催の「林間学校」の開催などの積極的な支援策が展開された。この結果、大正後期には個別学校による「林間学校」の実施数が著しく増加するなど、東京府下においてこの新しい教育活動が普及・発展していく事になるのであった²⁷⁾。

おわりに

本論文は、「赤坂臨海教育団」を対象に、大正中期の「林間学校」の目的や活動内容を明らかにするとともに、「林間学校」普及期の東京府において、その効果と意義が社会的にどの様に認知されていたのかを究明しようとするものであった。その要点を示すと以下の通りである。

まず、臨海教育団の目的と活動内容であるが、同団は「都市児童」の心身の成長に自然生活が大きな役割を果たし且つ夏期休業中の生活改善に役立つ、との認識から海浜での教育活動を通じて、子どもの心身を鍛錬しようとしていたのだった。とりわけ、臨海学校を実践した区議や教員たちは児童の心身鍛錬に活動の重点を置き、「林間学校」の成果と意義も主として体育面から認識していた。この点については、大正後期の「林間学校」とも共通しているが、後に見られる欧米型の「林間学校」の様に「身体虚弱児童」の教育を目指すのではなく、主に健康な子どもを対象としていた点は大きな相違であった。さらに、大正後期の実践者らに多数見られる都市の生活・教育環境に対する批判が、その趣旨や目的の内には見られないなどの相違も確認できた。大正中期以降、市周辺部における郊外住宅地や観光地の開発が進むと、「都市＝悪質な生活環境」「自然＝良質な生活環境」というイメージが形成され、「林間学校」をはじめとする野外での教育活動にも同様の認識が強く見られる様になるが、それ以前の「林間学校」では都市生活上の課題よりも、学校教育への直接的な効果が強く意識されていたと考えられる。

次に、赤坂臨海教育団紛擾の経緯とそこで交わされた関係者の議論及び認識を分析した。その結果、臨海教育団に批判的な立場を取った青山尋常小学校長や赤坂区長などの関係者をはじめ、東京市や東京府などの行政においても、「林間学校」の教育的な効果や意義が一定程度認識されていた事が明らかになった。とりわけ、東京府においては、臨海教育団を巡る紛擾の後に、府下の小学校や教員による「林間学校」実施の途を公的に開くことを企図して法的な整備が進められたのであった。また、東京市でも、後年に補助金の支給や市主催の「林間学校」を開催するなどしている。以上のことは、大正中期の東京府下において「林間学校」が「都市児童」の教育に果たす教育的効果や意義が、教員・校長などの学校関係者、区議、区長、東京市、東京府などの教育関係者や行政レベルにおいても一定程度共有されていた事を示すものといえる。そして、これらの支援策を受け、大正後期から昭和初期の東京市においては個別小学校に

おける「林間学校」の開催数が著しく増加するなど、「林間学校」という新しい教育活動が普及・発展していくのであった。東京市における大正後期以降の「林間学校」の発展には、教育関係者らの間に、これらの認識が共通基盤として形成されていた事が大きかったと考えられる。

今後の課題としては、同時期の東京市内における他の「林間学校」についての検討を進め、赤坂区以外の行政区や各学校において「林間学校」の意義がどの程度認識されていたのかを明らかにする必要がある。さらに、本論文の発展的な課題としては、他府県における「林間学校」の普及と発展の状況を検討し、全国的な規模でこれらの実践がどの様に普及・発達したのかを究明する必要がある。

注

- 1) この様な研究としては以下の論稿が挙げられる。①山田誠「初期の林間学校の性格について」『神戸大論叢』27巻4号、1976年、105-124頁。②芦田千恵美「大正～昭和初期の養護学級に関する一考察」『日本大学人文科学研究所研究紀要』37巻、1988年、187-202頁。③桐山直人『茅ヶ崎の小さな学校 旧白十次会林間学校の三二年』草土文化、1999年。また、特別支援教育から学習面の成果を強調する「林間学校」へと展開する過程を明らかにしたものとして、次の論稿が挙げられる。渡辺貴裕「(林間学校)の誕生—衛生的意義から教育意義へ—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2005年、343-356頁。
- 2) 御殿場林間学校については、次の拙稿を参照。「大正末期の東京市における林間学校」『早稲田教育評論』第22巻、2008年、23-42頁。
- 3) 「案(臨海教育団に関する通牒)」『大正6年 雑件 冊の40』294-378頁(都公文書館:302.C4.14)。本資料は、「臨海教育団紛擾」を巡る東京府と東京市の文書、実践の報告書、主催者の区議の手紙などが綴られている。以下、特に出典を明記していない場合は本資料所収の文書を参考としている。
- 4) 同上、315頁。
- 5) 同上、323頁。
- 6) 『赤坂臨海教育団事業報告書』2頁(『同上』所収)。北豊吉は「林間学校」をはじめとする「夏季体育的施設」の実施状況を調査するため、全国を実地調査していた(文部省『夏季休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』1918年)。
- 7) 『前掲資料』321-322頁。
- 8) 同上、321-322頁。
- 9) この点について、『赤坂臨海教育団事業報告書』は「国民教育者中公正なる本団に対し徒らに偏寵偏愛を云々し枝葉問題に拘束されては感情に支配せられ遂には責任を回避して此種事業の発達を阻止するが如きは怪訝に堪えざる所なりとす、當路亦大いに之等教育者を鞭撻覚醒せしめ本事業の如き宜しく後援助成せざるべからざるなり。」と、後で述べる校長や区長の対応を批判している。
- 10) 病弱教育史研究委員会『日本病弱教育史』日本病弱教育史研究会、1990年、236頁。
- 11) 「小学校教員私宅ニ於テ教授スベカラザルノ件」『官報』第3551号、内閣官報局、1895年、44頁。
- 12) 「休暇中ニ於ケル教員取締ノ件」『前掲資料』(都公文書館:302.C4.14) 329頁。
- 13) ただし、区長や校長は参加児童の大半が青山尋常小学校の児童であるため「教員が勤務先学校の一部児童を引率する行為」に該当すると判断し中止を求めた。これに対し、東京市の教育課においては、この点については留意せず「教員らが臨海団の監督にあたる行為」そのものについて判断し、訓令・通牒に違反しないと認定している。この認識の相違により法解釈の差異が生じていたと考え

られる。

- 14) 「巴学発第242号（9月3日付）」及び「私秘第1号（9月10日付）」。
- 15) 『前掲資料』340-344頁。
- 16) 「赤坂臨海教育団組織ニ関スル経過概要」『同上』346-349頁。
- 17) 「卯学発第245号（児童溺死の件に関し通牒）」『同上』1915年8月13日付。本資料では、小川尋常小学校長らが同校転地復習会の囑託を受け、千葉県で転地を実施した際に参加児童から溺死者を出した事故に対する処分を通告している。当時、校長は進退伺いを提出したが「同会ノ囑託ニ応ジ転地中ノ事件ニシテ直接学校長又ハ教員タル職務上ノ怠慢トモ認メ難キ」ために不問とされ、以後嚴重に注意を払うように通牒があった。市は、この件を前例として、私設団体の委嘱を受けて自校の児童が参加する臨海学校の監督をする事には問題がなく、府もこれを認めていると反論した。これに対し府は、本件においても本来なら事情を申し出て許可を受ける必要があったと判断し、府の対応の不備を認めた。
- 18) 「赤坂臨海教育団組織ニ関スル経過概要」『前掲資料』、346-349頁。
- 19) 「教甲第125号（9月11日付）」『同上資料』。
- 20) 「赤坂臨海教育団組織ニ関スル経過概要」『同上資料』、347頁。
- 21) それぞれ『大正12年市参事会決議録』（都公文書館：304. A5. 15）、『大正15年市参事会決議録』（都公文書館：306. D6. 10）。
- 22) 東京市社会局『児童栄養食供給事業概況』東京市社会局、1924年、27頁。
- 23) 『東京朝日新聞』（夕刊）1924年8月2日(1)。
- 24) これらの東京市による支援政策については次の拙稿を参照。「大正期の東京市における林間・臨海学校の展開」『日本の教育史学』第53集、2010年、30-42頁。
- 25) 『警視庁東京府広報』第922号、1918年7月25日、1327-1328頁。
- 26) 『前掲資料』321-322頁
- 27) 東京市における「林間学校」普及の状況については、注2及び注24の拙稿及び次の拙稿も参照。

A Study on “Akasaka Rinkai Kyoikudan (outdoor-school)”

Hodaka NOGUCHI

Abstract

This paper clarified how the significance of camp schools was recognized by society focus on “Akasaka Rinkai Kyoikudan”. First, the significance was recognized from the view of gymnastic by the teachers who practiced the camp schools. It was also realized as a good use of summer holiday. But the significance as the practice for weak children was not recognized which was recognized in later period. The judgment of living environment was not recognized also. It can show that the education in earlier camp schools was evaluated as school education more than weak children education. The schoolmasters who criticized “Akasaka Rinkai Kyoikudan” all recognized the important significance of the camp schools. The governments in “Tokyo City” and “Tokyo Fu” had the same recognize. The camp schools can popularized in Taisyo period. We can consider that the same recognize by society made the base for develop of camp schools.

Keywords : camp-school, seaside-school, outdoor-school, weak child, “AkasakaRinkai Kyoikudan”